

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例(通称:水上安全条例) に基づく届出が必要となる事業について

沖縄県においては、水上安全条例に基づき、一部の海域レジャー事業等について「届出制」を採用しており、海域レジャー事業等を営む上で水難救助員やガイドの資格が必要な事業があります。

届出の対象事業		必要な資格	事業の内容(簡略記載)	備考
海水浴場		水難救助員	条例に基づき、利便施設、設備等を整備した海域及びこれに接続する海浜をいう。	
催物		—	ボート競走、ヨット競走、ボードセーリング競走、水泳競技、花火大会その他の催し物	
海域レジャー 事業 (6種)	プレジャーボート提供業	水難救助員	カイトボード、サーフボード、水上オートバイ、水中翼船、セールボード、ペダルボート、ボディボード、モーターボート、ヨット、その他(これらに類するもの)を利用させる事業	
	マリーナ業	—	プレジャーボートをけい留し、又は保管する事業	
	カヌー等提供業 (パドル関連)	水難救助員 カヌー等ガイド	カヌー、カヤック、スタンドアップパドルボート(SUP)、その他(これらに類するもの)を利用させる事業	令和8年4月1日条例改正により新設
	潜水業 (ダイビング関連)	ガイドダイバー	特定の海域又は内水域に案内し、潜水をさせる事業	
	スノーケリング業	スノーケリングガイド	特定の海域又は内水域に案内し、スノーケリングをさせる事業	
	水上設置遊具 運営業	水難救助員	水上設置遊具(水上アスレチック等)を設け、利用させる事業	令和8年4月1日条例改正により新設